

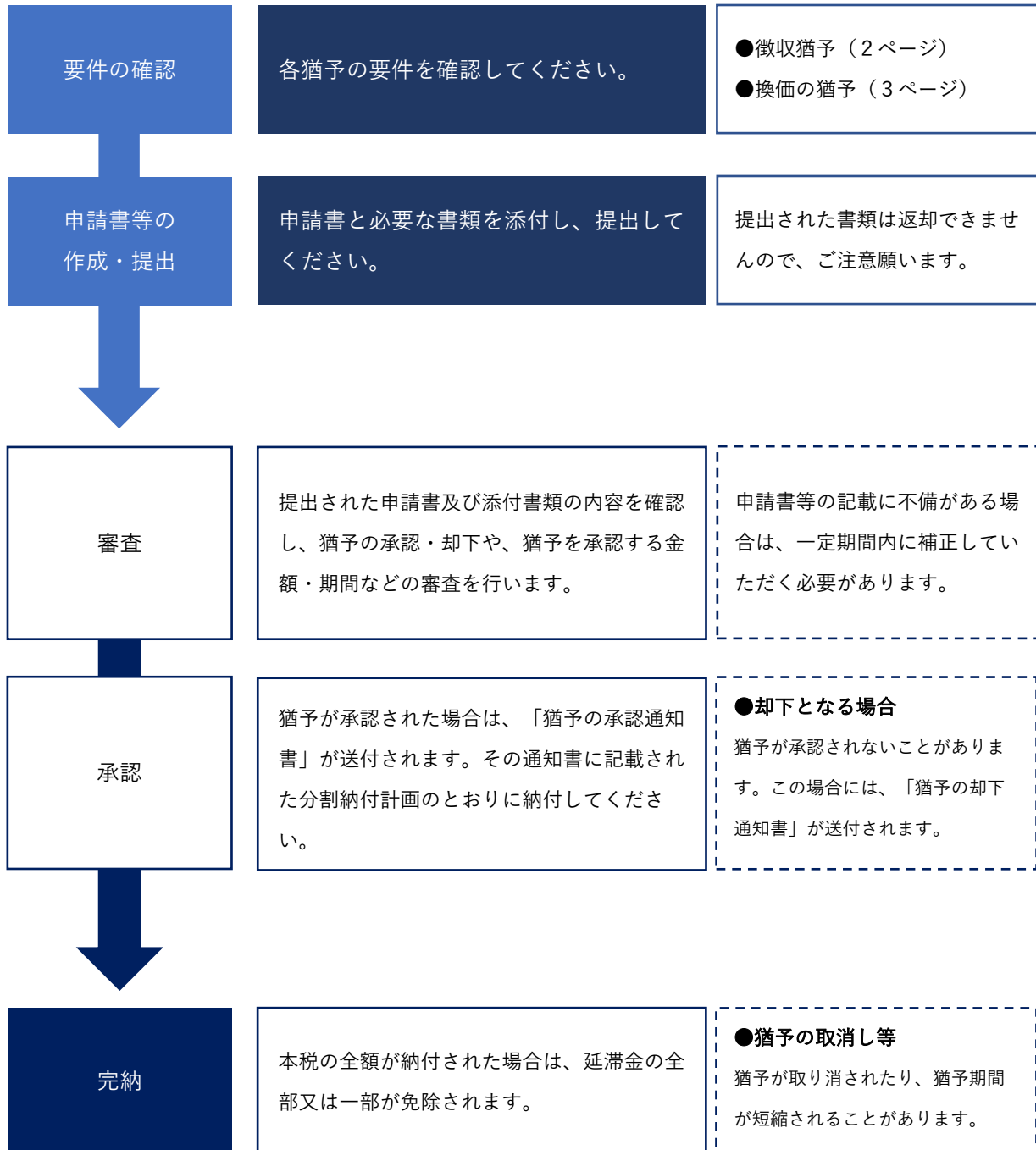
猶予の申請の手引き

目次

手続きの流れ	P 1
Ⅰ 猶予の概要	P 2
Ⅱ 徴収猶予	P 4
Ⅲ 換価の猶予	P 9
Ⅳ 申請書の書き方	P 11

- 市税等を一時に納付することが困難な理由がある場合には、申請することにより、財産の換価や差押えなどの猶予が認められる場合があります。
- 猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができるものと認められる期間に限られます。

手続きの流れ



I 猶予の概要

徴収猶予	災害、病気、事業の休廃業などによって市税等を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税等を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、 <u>申請に基づいて徴収が猶予される制度</u> です。
要件 災害等により納付困難となった場合（*1）	徴収猶予は、次の①～③の全てに該当する場合のみです。 ① 次のいずれかに該当する事実（猶予該当事実）があること イ 納付者等がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと（*2） ロ 納付者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと（*3） ハ 納付者等がその事業を廃止し、又は休止したこと ニ 納付者等がその事業につき著しい損失を受けたこと ホ 納付者等に上記イ～ニに類する事実があったこと ② 猶予該当事実に基づき、納付すべき市税等を一時に納付することができないと認められること ③ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること
効果	① 新たな督促や滞納処分の執行を受けません。（*4） ② 既に差押えを受けている財産がある場合には、申請することにより、その差押えが解除される場合があります。 ③ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。（*5）

*1 この他に、課税の遅延（本来の期限から1年以上経過した後納付すべき市税等が確定した場合）による徴収猶予があります。

*2 ただし、「盗難」は、国民健康保険料及び介護保険料については適用しません。

*3 ただし、国民健康保険料については適用しません。

*4 ただし、既に差押えを受けている金銭以外の財産がある場合においては、換価または取立てする場合があります。

*5 延滞金の全部又は一部免除の対象は、猶予が認められた期間中に限られます。猶予が取り消された場合、取消しとなった日以降の期間については通常の延滞金計算が適用されます。

換価の猶予	一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、 <u>申請に基づいて</u> 財産の換価が猶予される制度です。
要件	<p>換価の猶予は、次の①～⑤の全てに該当する場合のみです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること ② 納税について誠実な意思を有すると認められること ③ 他に滞納がないこと（*1） ④ 納付すべき市税の納期限から6カ月以内に申請があること ⑤ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること
効果	<ul style="list-style-type: none"> ① 既に差押えを受けている財産の換価が猶予されます。 ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予される場合があります。 ③ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。（*2）

* 1 当該申請に係る市税以外に市税等の滞納がある場合は、適用しません。

* 2 延滞金の一部免除の対象は、猶予が認められた期間中に限られます。猶予が取り消された場合、取消しとなった日以降の期間については通常の延滞金計算が適用されます。

II 徴収猶予

1 徴収猶予の要件

次の①～③に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

災害等により納付困難となった場合	<p>① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（以下「猶予該当事実」といいます。）があること。ただし、納付者等の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じたものに限り、</p> <p>イ 納付者等がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと（*1）</p> <p>ロ 納付者等又は納付者等と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと（*2）</p> <p>ハ 納付者等がその事業を廃止し、又は休止したこと</p> <p>ニ 納付者等がその事業につき著しい損失を受けたこと（*3）</p> <p>ホ 納付者等に上記イ～ニに類する事実があったこと（*4）</p> <p>② 猶予該当事実に基づき、納付すべき市税等を一時に納付することができないと認められること</p> <p>③ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（*5）</p>
課税の遅延の場合	<p>① 法定納期限（随時に課する市税等については、その市税等を課することができることとなった日）から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した市税等があること</p> <p>② 納付者等が①の市税等を一時に納付することができない理由があると認められること</p> <p>③ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（*5）</p>

*1 ただし、「盗難」は、国民健康保険料及び介護保険料については適用しません。

*2 ただし、国民健康保険料については適用しません。

*3 「事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前1年間（以下「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）をいいます。

*4 「上記イ～ニに類する事実」のうち、ニ（納付者等がその事業につき著しい損失を受けたこと）に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。

*5 地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次の1～6に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- 1 国債及び地方債
 - 2 地方団体の長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券
 - 3 土地
 - 4 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
 - 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
 - 6 地方団体の長が確実と認める保証人の保証
- ※ 申請者が所有する財産以外でも、担保として提供できる場合があります。

なお、次の①～③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 申請日現在の猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産がないなど）がある場合

2 猶予期間

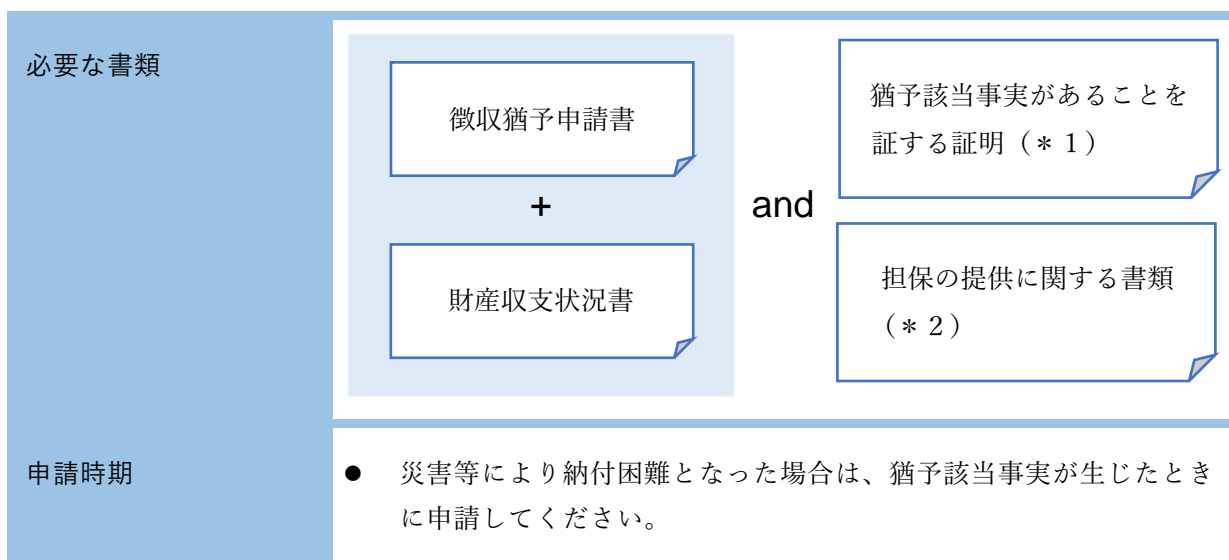
徴収猶予を受けることができる期間は、1年（*）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができると思われる期間に限られます。

徴収猶予の始期は、災害等により納付困難となった場合には、徴収猶予の申請書に記載された日です。課税の遅延による場合は、納期限の翌日です。

* 徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 猶予の手続き

徴収猶予の申請をする場合は、次の書類を提出してください。



- 課税の遅延による徴収猶予の場合は、徴収金の納期限内に申請してください。

- * 1 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。
- ① 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写しなど
 - ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
 - ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
 - ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など
- * 2 担保を提供するためには、担保提供書や抵当権の設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくはお尋ねください。

4 提出された申請書等の審査

必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、猶予の承認・却下、猶予を承認する金額、期間などの審査を行います。

申請書等の補正

- 申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いすることがあります。

申請内容の審査

- 申請書や添付書類に記載された内容（一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）についての質問、帳簿書類等の確認などをさせていただくことがあります。
- 猶予の申請があった場合、又は猶予が承認された場合であっても、その猶予を受けようとする市税等について、督促状がまだ送付されていないときには、督促状が申請者に送付される場合がありますのでご了承ください。

5 猶予が承認された場合

猶予が承認された場合には、「猶予承認通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

審査の結果により、申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ承認される場合、猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により承認される場合、又は申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により承認される場合があります。このような一部承認に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

6 却下となる場合

次のいずれかに該当するときは、猶予を承認することができません。（*1）

- ① 猶予の要件に該当しないとき
- ② 申請者について強制徴収手続（*2）が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税等の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（*3）
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（*4）

- *1 猶予の却下に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。
- *2 「強制徴収手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。
- *3 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。
- *4 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が却下又はみなし取下げとなった後に、同一の市税等について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実が生じたことにより猶予を申請する場合などを除きます。）などが該当します。

7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

猶予が承認された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取消しをされたり、猶予期間が短縮されたりすることがあります。（*1）

- ① 猶予を受けている者について、「6 却下となる場合」の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている市税等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ② 猶予を受けている市税等を「猶予承認通知書」により通知された分割納付計画のとおりになし納付しないとき（*2）
- ③ 市長が行った担保の変更等の命令に応じないとき
- ④ 猶予を受けている市税等を除く新たに納付すべきこととなった市税等が滞納となったとき（*2）
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が承認されたことが判明したとき
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき

- *1 猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。
- *2 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。）が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。やむを得ない理由がある場合には、ただちにご相談ください。

猶予の取消しにあたっては、原則として、その猶予を受けた方からの弁明を聞くこととなっています。ただし、申請者について強制徴収手続（滞納処分、強制執行、破産手続など）が開始

されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税等の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税等を猶予期間内に完納することができないと認められるときは除きます。詳しくはお問い合わせください。

III 換価の猶予

1 換価の猶予の要件

次の①～⑤に掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

要件

- ① 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること（*1）
- ② 納税について**誠実な意思を有する**と認められること（*2）
- ③ 他に滞納がないこと（*3）
- ④ 納付すべき市税の納期限から6カ月以内に申請があること
- ⑤ 原則として、猶予を受けようとする金額に**相当する担保の提供**があること（*4）

- *1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお市税を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。
また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、市税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。
- *2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納付者がその市税等を優先的に納付する意思を有していると認めることができることをいいます。
- *3 当該申請に係る市税以外に市税等の滞納がある場合は、適用しません。
- *4 担保についての取扱いは、徴収猶予の申請の場合（⇒5ページの*5）と同様です。

2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年（*）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

換価の猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

- * 換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 猶予の手続き

換価の猶予の申請をする場合は、次の書類を提出してください。

必要な書類

換価の猶予申請書

財産収支状況書

and

担保の提供に関する書類
（*）

* 担保を提供するためには、担保提供書や抵当権の設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくはお尋ねください。

- 4 提出された申請書等の審査 ～ 7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮
「II 徴収猶予」の手続きと同様となります

IV 申請書の書き方

1 徴収猶予

(1) 猶予該当事実と該当条項の確認

該当条項は、次のとおり猶予申請の内容ごとに該当条項が異なります。

災害等により納付困難となった場合	納付者等がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと	地方税法 第 15 条第 1 項第 1 号
	納付者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと	地方税法 第 15 条第 1 項第 2 号
	納付者等がその事業を廃止し、又は休止したこと	地方税法 第 15 条第 1 項第 3 号
	納付者等がその事業につき著しい損失を受けたこと	地方税法 第 15 条第 1 項第 4 号
課税の遅延の場合		地方税法 第 15 条第 2 項

(2) 「猶予該当事実の詳細」欄

災害等により納付困難となった場合は、記載例（12 ページ）のとおり、猶予該当事実の詳細を記載します。

課税の遅延の場合は、記載する必要はありませんが、やむを得ない理由（* 1）により納期限（* 2）後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載します。

* 1 この場合の「やむを得ない理由」とは、その猶予を受けようとする市税等を納付すべきことを知ったときから徴収猶予申請書及び添付書類の作成のために通常必要と認められる期間（おおむね 1 か月程度）内に徴収猶予申請書が提出されたことその他納付者等の責めに帰することができないと認められる理由をいいます。

* 2 この場合の「納期限」とは、猶予を受けようとする市税等の納期限をいいます。

(3) 「一時に納付することができない事情の詳細」欄

猶予該当事実があったことにより、納付者等が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

《記載例》

該当条項	「猶予該当事実の詳細」欄	「一時に納付することができない事情の詳細」欄
<p>地方税法 第 15 条第 1 項第 1 号 (災害等)</p>	<p>20××年9月○日、台風○号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。</p>	<p>店舗の床上浸水のため、復旧して営業を再開するまで 10 日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する 50 万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。</p>
<p>地方税法 第 15 条第 1 項第 2 号 (病気・負傷)</p>	<p>20××年9月に交通事故に遭い、同月から3か月間○○病院に入院し、その後も通院している。</p>	<p>○○病院に治療費及び入院費として、20××年9月から20○○年2月までの間に合計 89 万円を支払い、××生命保険から保険金 26 万円を受領しているため、差引金額である 63 万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。</p>
<p>地方税法 第 15 条第 1 項第 3 号 (事業の休廃止)</p>	<p>近隣に大型店舗が進出したことにより、20××年1月から9月までの売上が前年比 70%減となるなど業績が著しく悪化したため、20××年10月に従業員を全員解雇し、衣料品販売業を廃業した。</p>	<p>廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失 67 万円及び従業員 3 人を解雇した際に支払った退職金の合計 135 万円を合わせた 202 万円が、猶予該当事実があったことによる支出又は損失となっている。</p>
<p>地方税法 第 15 条第 1 項第 4 号 (事業上の著しい損失)</p>	<p>20××年3月期は 250 万円の利益があったが、20××年6月から主要取引先である○○社からの受注がなくなったこと等から、20○○年3月期は 150 万円の損失となってしまった。</p>	<p>20○○年3月期の損失 150 万円のうち、20××年3月期の利益金額 250 万円の2分の1の金額 125 万円を超える部分である 25 万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。</p>
<p>地方税法 第 15 条第 2 項 (課税の遅延の場合)</p>	<p>原則として記載不要 (やむを得ない理由により猶予を受けようとする市税等の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由を記載します。)</p>	<p>納付すべき税額 30 万円のうち、納期限までに納付できる金額は 5 万円のみであり、残額 25 万円については、一時に納付することができない。</p>

(4) 「納付計画」欄

分割納付金額は1,000円未満切り捨てをし、記載します。また、納付最終回は「残額+延滞金」と記載します。各月の分割納付金額を合計して滞納額を満たしているか確認します。

(5) 「猶予期間」欄

「猶予期間の開始日」(*)から「納付計画の最終日」を記載します。なお、月末を期限とする場合で月末にあたる日が閉庁日の場合は翌月最初の開庁日を期限とすることができます。

* 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

- 申請書を提出する日が猶予を受けようとする市税等の納期限以前である場合は、納期限の翌日。
- 災害等のやむを得ない理由により、申請書が提出できなかった場合は、猶予該当事実の生じた日。

(6) 「担保」欄

猶予を受けるにあたり、担保を提供する必要がある場合は「 有」に、担保を提供する必要がない場合には「 無」にチェックをつけます。

担保を提供する必要がない場合のうち、担保を提供する必要がない場合は「 無」にチェックをつけます。

担保を提供する必要がない場合のうち、担保を提供することができない特別な事情がある場合は、【担保を提供することができない場合のその特別の事情】欄に、その事情を記載します。

※ 猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「 無」にチェックをつけます。

- ① 猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合
- ② 猶予期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別な事情がある場合

≪記載例≫

■ 不動産を担保として提供する場合

<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保の種類、数量、価額及び所在	種別：土地 地目：宅地 地積：120 m ² 価額：1,200万円 所有者：○○ ○○ 所在地：○○市△△町×-×-×
---------------------------------------	-----------------	---

■ 保証人の保証を担保として提供する場合

<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保の種類、数量、価額及び所在	保証人の氏名：○○○○ 保証人の住所：○○市△△町×-×-×
---------------------------------------	-----------------	-----------------------------------

2 換価の猶予

「1 徴収猶予」の書き方を参考に記載してください。

※ 郵送により申請書を提出した場合は、「猶予期間の開始日」は消印の押された日となります。